

令和6年度 こども家庭科学研究費補助金  
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 (健やか次世代育成総合研究事業))  
子どもの死亡を検証し予防に活かす包括的制度を確立するための研究  
分担研究報告書

子どもの死亡に対応する包括的な仕組みの基盤策定

わが国のCDRに対する法的観点からの考察

研究分担者	沼口 敦	名古屋大学 医学部附属病院 救急・内科系集中治療部
	小佐井 良太	福岡大学 法学部
	松原 英世	甲南大学 法学部
	河村 有教	長崎大学 多文化社会学部
	木下 あゆみ	四国こどもとおとなの医療センター 育児支援室
	仙田 昌義	国保旭中央病院 小児科, 千葉大学大学院 法医学
研究協力者	内田 佳子	国立成育医療研究センター 救急科
	藤田 香織	藤田・戸田法律事務所 (弁護士)
	根ヶ山 裕子	名古屋市西部児童相談所 (弁護士)

#### 研究要旨

現在模索されるチャイルド・デス・レビュー (CDR) は調査-検証-提言の3段階から構成されるが、その中で主に調査段階でみられる課題について現状分析、課題抽出、これに対する意見交換を継続し、法的観点からの整理を試みた。

CDRを実現するための法に関して、同法には、CDRが公衆衛生の向上を目的とした公益のための事業であるとの目的/理念が明示され、また実施主体として都道府県および国の明示とおよび行政の内外の別の規定、その他の機関等との関係の整理、事業内容、そのためのルールとしてCDR実施主体の情報収集権限とその他の情報提供側の義務あるいは努力義務、情報等の利用と広報についての定めと守秘義務なども明示が求められると考察された。

CDRへの同意取得に関して、何についての同意を得ようとしているか解釈のばらつきを解消する必要があるが、遺族等への配慮の上で必要な手続は「同意の取得」というより「丁寧な説明」であり、このため一般国民および関係者に向けたさらなる啓発が望まれると考察された。

CDRにおける情報収集に関して、CDRが直接の調査主体として新規情報を収集する機能の実装は現実的ではなく、CDRの間接的な成果として現行の各種調査(捜査を含む)機関に対して精度の高い実務を提案するなどにより、調査機関がより効果的な情報収集を行える状況を目指すべきと考察された。また重要な情報を保有する警察において、情報の種類を区分し、CDRのため必要な情報の共有依頼の手続について探索が望まれると考察された。

CDRの全国展開のため必要な法的手当がなされ、全国いかなる地域でも等しく安全で安心な社会が探求されるための基盤が策定されることが期待される。

## A. 研究目的 および B. 研究方法

現在わが国で、チャイルド・デス・レビュー（以下 CDR）のありかたが探索されている。こども家庭庁は、CDR を“医療機関や行政をはじめとする複数の機関・専門家が連携して、亡くなったこどもの事例を検証し、予防策を提言する取り組み”<sup>1</sup>とし、“実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする”<sup>2</sup> 目的で、令和 2 年度より都道府県を実施主体とした「予防のための子どもの死亡検証体備モデル事業（以下、CDR モデル事業）」を実施している。

これまで研究分担者らは、各地域の分担研究者、研究協力者と共に複数のモデル事業の視察を重ね、CDR の 3 つの構造（調査-検証-提言）のプロセスを観測した。その結果から、“今後全国の自治体に CDR を導入するに向けて浮かび上がってきた課題は、手続を内々の「ガイドライン」によって進めていくことの限界である”<sup>3</sup> ことが指摘される。その課題として、まず調査の段階において必要な情報が当初意図したとおりに収集されない事象が複数の地域に共通して存在することが挙げられた。この事象の詳細な分析から、その根本的な要因は A) 関係機関が必要な情報をそもそも十分に収集できていない問題、B) 関係機関が十分に収集した情報を CDR に十分な形で提供・共有できていない問題<sup>4</sup> の 2 点に集約された。前者は、CDR の前提となる死因究明の精度を問う課題、後者は CDR の根拠と有効性を問う課題と言い換えられる。また検証の段階での課題として、“検証の材料は価値のある情報によってなされるべき”<sup>3</sup> であるにもかかわらず、“その（検証の）根拠となるものは、医療関係者から提出された情報に限られる場合がほとんど（括弧内は筆者の追記による）”<sup>3</sup> であることが挙げられた。最後に提言においての課題として、“検証の結果を通した予防策等の提言については、現在のモデル事業においては何らの縛りもない”<sup>3</sup> ことが指摘された。

今回、研究分担者らは探索中の CDR について自由な意見交換を実現し、各方面の識者による現状分析、課題抽出、これに対する意見交換を積み重ねた。この結果をもとに本報告を行う。

## C. 研究結果および D. 考察

下記の 5 回の会議を開催した（表 1）。一連の会議をとおして、法および制度に関連した以下の 3 議題について意見交換を積み重ねて、課題の抽出および整理に努めた。

回	日程、開催地	構成
1	2024. 6. 7 東京	医師(4)、弁護士(1)
2	2024. 8. 23 東京	医師(4)、弁護士(1)
3	2024. 11. 2 名古屋	医師(4)、弁護士(2)
4	2024. 12. 8 大阪	医師(4)、弁護士(2)、 法学者(2)
5	2025. 2. 11 名古屋	医師(4)、弁護士(2)、 法学者(1)

表 1. 意見交換会議の一覧

### 1. CDR を実現するための法に関する考察

先述のとおり、“CDR モデル事業の直面する諸課題の根幹は、手続を内々の「ガイドライン」によって進めていくことの限界（によるもの）である”<sup>3</sup> との指摘がある。法に基づいて実施される事業としての CDR を目指すのであれば、その法はどうあるべきかについて、有識者間で意見交換を重ねた。

いまだ詳細について検討の余地の大きい CDR を法令で規定するために、当該法の記載は「今後の理想の実現を妨げないよう配慮しながら」抽象的な内容にとどめ、具体については省令等において定められるのが適当であるとの意見が出された。その上で、下記の項目について考察がされた。

#### ① 法のたてつけ

CDR を法に定める場合に、CDR に関する特別法を

立法することによるのか、既存の関連する法律の改正によるか、それぞれの考え方について考察された。後者の例として児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号，以下「児童虐待防止法」という）と児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の改正について討議された。

児童虐待防止法において CDR を定めることについては、同法の目的が「この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。」（第1条）と規定されていることから、CDR が虐待のみを対象にする事業ではないため、ふさわしいとは言えないという指摘があった。

同法と比較すると、児童福祉法は「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」（第2条第1項）と規定していることから、CDR の目的からすると、より適切であるとも考えられる。一方で、CDR の理念は児童福祉に限定されるのか、（成人も含む）社会全体に対する貢献か、との論点も存在し、もし後者を目指すのであれば、対象をこどもに限定しうる児童福祉法は適切とはいえないという指摘もあった。

## ② 理念の明示

法律的な観点から見た CDR の理念（定義）が、簡潔に叙述される必要がある。特に、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号、

以下「個人情報保護法」という。）第20条第2項第3号等によって CDR の情報収集を行うという建付けにする場合、CDR は公衆衛生の向上を目的とした公益のための事業であることが、明確に規定される必要がある。

## ③ 国と都道府県の責務、役割分担の明確化

CDR は国によって実施される、公衆衛生の向上を目的とした事業である。その実施主体の明示に関して、現行のモデル事業を踏襲して、都道府県が該当することが明示される必要があるが、事業実施のうえで国にも役割（例：当該自治体の管轄外（都道府県外）で死亡した事例（こどもの死亡の9.8%が該当する）の検証主体として、また都道府県ごとの「取り組みをまとめる」業務の実施主体として等）があることも併せて書き込まれる必要がある。国の責務と自治体の責務のそれぞれを明確に規定し、役割分担を明らかにすることが重要と考察された。そのほか、基礎自治体の役割（情報の提供主体として、また予防策の実施主体として等）、その他の民間団体等の役割（情報の提供主体あるいは検証への専門的助言を行う主体として、患者会など自助団体、何かしらの情報を持つ一般団体、民間医療機関等）等についても、何らかの規定が望ましい。

## ④ 事業目的の明示

先述のとおり、CDR は公衆衛生の向上を目的とすることが明示される必要がある。そこで、CDR で収集された情報、また CDR によって得られた検証結果は、CDR の目的外、たとえば犯罪捜査等のために提供することはしないことの明文化が望ましい。

諸外国には死因究明事業に対する情報提供において、「当該情報に関する事実について、情報を提供したからといって情報提供者ほか関係者に一律免責を与えるものではないが、提供された当該情報を死因究明事業から捜査機関等に開示する扱いは行わない」ことを規定し、司法による証拠書類の差し押さえ等の対象にしないとする例が見受けられる。わが国でも各種機関等に広く逡巡なく情

報提供を促すことは、有効な CDR の実現に直結する。そのためありかたを探索する必要がある。

#### ⑤ 事業内容の明示

現行のモデル事業の枠組みを踏襲して、CDR において「調査」「検証」「提言」が行われることが最低限明示される必要がある。これに加えて、都道府県における予防策の実現、結果の集約と解析、人材育成も含む準備と支援、その他の啓発事業など、関連しうる事業内容をどこまで法に規定するかは検討課題であると考察された。

ただし、CDR の実施主体が行う「調査」の範囲について、既に他の公的機関が他制度に基づいて調査した結果として保有する情報（資料）の提供を受けることは理にかなっていると考察されるが、その他の民間団体等の保有する情報（資料）の収集をどこまで規定するかは検討課題とされた。さらには、（自殺事例等で話題になるような）遺族のもとに出向いて聞き取り調査を行うこと、（法医学分野等で討議されるような）剖検を自ら実施すること、（臨床医等の間で話題になるような）死因究明のための各種検査を整備すること等の「直接的な一次資料の収集」を CDR の事業内容に組み込むのかについても、慎重に検討すべきとされた。たとえば米国 CDR においては、CDR の実施主体がこのように直接的に新規情報を収集する権限は規定されない。

#### ⑥ 事業実施におけるルール of 明示 (1)

CDR には情報収集（調査）の権限があることが明示される必要がある。一方で、情報提供側においては情報提供の義務あるいは努力義務が示されることが望ましい。

#### ⑦ 事業実施におけるルール of 明示 (2)

収集した情報等の利用と広報について厳格に定めを設け、その取り扱いには守秘義務があり、守秘義務違反には罰則規定があるよう定められるべきと考察された。また、諸外国には CDR での発言に対して免責規定が明示される例もみられるが、わが国では、守秘義務の明記によって、開示請求

や裁判所からの提出命令への対応について整理されうると意見された。

## 2. CDR への同意取得に関する考察

現在の CDR モデル事業において、対象となる死者本人の情報は改正個人情報保護法の対象とされないものの、遺族等の生存する個人の「個人情報」の取扱いについて、“CDR で収集する情報については、死亡した子どもに関する既往歴・家族背景・死に至る直接の経緯等に関するものであるところ、これらの情報により、あるいは他の情報と照合することによって、遺族等の特定の個人を識別することが可能なものは、遺族等の生存する個人の「個人情報」として、個人情報保護法により保護される”ことから“CDR に係る委託を受けた民間機関が他の機関から要配慮個人情報（個人情報保護法第 2 条第 3 項）を取得する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要がある（個人情報保護法第 17 条第 2 項）”<sup>6</sup>と示された。この指針に従って、CDR モデル事業では死亡事例を CDR の対象として組み込む際に、遺族に説明のうえ書面同意を取得することを求めている。

令和 4 年度 CDR モデル事業では、遺族に説明を行った 127 件のうち、同意を得られた事例は 62 件（48.8%）にとどまった<sup>7</sup>。実務者は“CDR における同意書の取得には下記の重大な問題が生じている。(1) CDR の悉皆性が維持できない。(2) 本来検証しなければならない事例について検証ができない。(3) 有効な予防策を導き出すことの障害になっている。”<sup>8</sup>と報告した。このように、“この同意取得については、CDR の法制化を望むなど、制度化して同意取得が不要な事業にしてほしいと考える者もいる”<sup>9</sup>ことから、“同意の取得のあり方については CDR の根幹に関する事柄”<sup>9</sup>のひとつといえる。

この課題について、本研究では法学者との対談により、“CDR の公益性を鑑みて公衆衛生例外に該当するとの意見もある一方で、情報提供の義務を課すための法整備を求める意見もある。いずれの

手続を探索する場合でも、情報開示の際にはプライバシーに十分配慮するなどの規定が必要である。”と考察した<sup>10</sup>。

この「説明して同意を取得する」手順について、CDR モデル事業の観測を継続したところ、下記の課題が指摘された。

#### ① 何についての同意を得ようとしているか

こども家庭庁の web ページに紹介される同意説明書の標準例では、「個人情報の利用について」同意の有無を尋ねる書式が紹介されており、その「個人情報」として“こどもの死亡に係る様々な情報について、以下のような情報が想定されます。□ 医療機関からの情報（こどもの病歴、治療歴、処方状況、主治医からの意見、こどもと類似の症状等を持つ家族の有無（家族歴）、死因 等）、□ 教育機関からの情報（こどもの指導内容、学業成績、交友記録等。また、きょうだい学校に通っていた場合、同様の情報を確認することがあります。）□ 自治体各部局からの情報（家族全員の住民票、戸籍謄本、生活保護の有無、障害部局・保健センター等とのかかわりの有無、相談歴）、□ 警察からの情報（御遺体及び発見場所の状況並びに死因を明らかにするために実施した検査や解剖の結果等の死因に関する情報）、□ 消防からの情報（こどもを搬送した際の状況、搬送に要した時間、救急車内で実施した処置 等）”<sup>11</sup>と列挙された。このすべてが個人情報保護法に規定される「要配慮個人情報」であるかについては、解釈に関して疑義を呈する意見が散見される。すなわち、個人情報保護法に抵触する範囲を超える規制を求められるとも解釈され、そのため CDR モデル事業において遺族から同意を得るのに際して、「何についての同意を得る」とするのが曖昧であり、解釈の幅が大きい。

各地域のモデル事業において使用される同意説明書を直接確認できなかったが、同意を得られない事例に対して「CDR で取り扱うことに同意が得られないため、そもそも検証の対象から完全に削

除する」「CDR で取り扱った事例として公表することに同意が得られないため、可能な範囲で検証はするものの、提言はじめ結果には一切含めない」

「CDR で（遺族の）要配慮個人情報を扱うことに同意が得られないため、情報収集に制限をかけた上で、利用可能な情報のみを基に検証し、この範囲で提言や公表の対象とする」「そもそも同意が必要な事業とは位置付けていない」等の扱いの差異が観測された。今後、広く全国展開を探索する上で、このような根幹的な課題に対する解釈のばらつきは、相互比較や情報・結果等の集約に制限が発生することにもつながりかねず、好ましいこととは言えない。

#### ② 何のために同意を得るか

「個人情報保護法」に規定される手続のため、CDRモデル事業では現行の同意取得の手順が要求されると考える意見がみられる。このような手続上の問題（手続が煩雑にすぎる等）に起因して有効なCDRの実現に困難が生じているのであれば、この手続を簡略化することが解決となる。たとえば先述のように、CDRの実施が法によって規定され、立法時点で国民の包括的同意を得たと見做されたならば、個別事例に対する毎に同意取得の手続を要する事態は解決すると期待される。

一方で、このような包括的同意の有無にかかわらず、CDR には個別同意が要求されると考える意見もある。CDR では機微の情報を扱うことから、個人情報保護法上の例外事由に該当しうるかどうかはさておき“現時点におきましては遺族等への配慮の観点から慎重な情報の収集と管理が必要”との発言<sup>12</sup>等に代表される意見である。法手続上の問題ではなく倫理上の問題に直面しているのであれば、「CDR で情報を取り扱い検証することは『遺族等への配慮』に欠く行いではない」ことを国民に対して啓発等すすめることが、課題解決に向けた最優先の課題といえる。

もっとも、同意にあたる関係者からも「こどもが死亡した直後でひどく落胆・混乱している両親

に対して、とても CDR について話を切り出せない」との発言が聞かれることもある。CDR に精通しているべき関係者においても「CDR の対象に組み入れることは『遺族等への配慮』に欠く行いかもしれない」と潜在的に感じる現状に対して、一般国民だけではなく関係しうる専門職等に対しても十分な対話と啓発を積み重ねる必要がある。

### ③ 同意を得ようとする行為の問題点

現行法のもとで CDR モデル事業を実施するにあたって、遺族に対して CDR の説明と同意を求める場合が発生するが、その行為そのものにも問題が潜在するとの指摘がある。もし「死亡したこどもについて、より良い社会の実現のために議題にする」ことに対する同意を求めるのであれば、(1) ここで言う「よりよい社会の実現」は、遺族の判断を待つ余地がある程度の優先事項に過ぎないと遺族に暗示しているのではないか、また (2) こどもを亡くして混乱の極みにある遺族に「(本来ならば判断を求めるまでもなく適切な行為を実施することにつき) 不確かで迷う余地があるような提示を行い、無為に迷わせる判断を強いる」行為は、無為に負荷をかけるものではないか、というような意見が聴取された。

また遺族が、こどもの死に対して何某かの責任感を感じているとの指摘もある。この心的状況にある遺族が、もし「死亡したこどもについて、死亡の原因（に対する遺族の責任割合等）を明らかにする」ことに対する同意を求められたと感じたとしたら、遺族の落胆に「追い討ちをかける」行為とも捉えられかねない。

一方で「自分の知らないうちに不要な情報が流出し、自分の不利な何らかの事象が進行する」ような事態に陥るのではないかという国民の不安や不信があるのであれば、これを解消することは重要な課題である。すなわち、CDR の円滑な実現のために必要なのは、CDR の是非を問うて賛同を得ることではなく、必要で重要な取り組みについて説明をすることに他ならない。そして、こどもの

死亡した直後の最混乱期にこのような説明を行い理解を得ることが困難であるのであれば、予め国民に広く広報啓発を行い予め理解を得ておくことが望ましいと考察された。

## 3. CDR における情報収集（調査）に関する考察

### ① CDR が収集する情報とは何か

現行の CDR モデル事業においては、“CDR においては、主に①情報収集、②検証、③提言に取り組む”<sup>6</sup>とされる。このうち情報収集とは、医療機関、教育機関、警察等の「地域」<sup>6</sup>が“それぞれ固有の（CDR 以外の）目的のために収集した既存情報のうち、当初の目的を超えて CDR のために提供”<sup>10</sup>するものが想定されてきた。そして本研究ではこれまで、情報収集の段階において A) 関係機関が（CDR が必要とする）情報を十分に収集していない問題、B) 関係機関が CDR に対して情報を十分に提供していない問題の 2 つの課題を提起してきた。

### ② CDR は、新規情報を調査するべきか

これらの問題のうち A)、すなわち提供された既存情報が十分ではない場合に、CDR が調査主体として「新規情報」を独自に収集するべきかについて、複数の意見がきかれた。ここで新規情報とは、これまでに他機関等によって取り扱われたことのない情報であって、CDR で利用する目的で新たに現場等に赴き調査、あるいは遺族個人や周辺の民間団体等に対する聞き取り等によって得られる情報が想定される。

CDR の実施主体ではない機関（医療機関、教育機関、警察等）にとって、CDR にとって重要でも当該機関は必要としない情報を収集することは、現状においてその職務とはいえない。その内容が不十分と感じる立場から、CDR に対して、必要な新規情報を独自に調査する機能を持つことへの「期待」が寄せられる意見も聞かれた。

一方で、現状このような機能の実装は現実的ではないとの意見も多く聞かれた。その理由として複数の指摘があり、(1) 捜査権限を有する新たな

組織の設立や、調査する仕組みの整備には多大な社会資源と時間を要すること、(2) 単一事象に関して、複数の機関から繰り返し調査（警察による捜査）される個人の心理的負担等は勘案すべきであること、また(3) 繰り返し調査（警察による捜査）される経過において「記憶の汚染」が発生しうる懸念があること、このため調査の順序を定める目的で情報の正確性を重視する度合いに関して各機関等の順位づけを評価する事態になること等が挙げられた。さらに(4) 機関間で情報の差異が認められた場合に、どちらがより正確か等の争いが生じる懸念が生じ、(5) 現行当局と「取り合い」あるいは「双方とも手を出さない」状態に陥るリスクも指摘された。また追加として、(6) 新たに調査する場合に結果に関する説明責任が発生しうるが、その対応には困難が想定される。CDRは個別事象について真実を追求するための事業ではなく、また遺族の希望を叶えるための事業でもないことから、遺族の求める「結果」を提供できる立場とはいえない。このことを含め遺族に正しく理解を促す必要があり、同時に調査者本人のメンタルケアも維持されなければならない、かなり綿密な職員教育を要するとも指摘された。

米国 CDR の聞き取り調査によると、米国では CDR が調査主体として新規情報を収集する機能を設定しておらず、専ら他の機関から提供される既存情報に依る。万がいち不足等がある場合には、CDR において（本来の）調査担当機関にその収集を の間接的な成果として「検証を通して新たな気づき等を得られ、その結果、以後より充実した実務が可能になる」ことも期待される。前述のように既存情報が不十分な場合に CDR の目指すべきは、現在の捜査（調査）当局に代わって自ら詳細な調査主体となることではなく、より精度の高い捜査（調査）を直接的/間接的に提案するなどして、将来十分な情報が得られるように方向修正を促すことである。

### ③ 捜査情報とは何か：刑事訴訟法との関連

このように、自ら新規情報を収集しない場合に、どこからどのように既存情報を収集するかが重大な課題であり、先述の B) 関係機関が CDR に対して情報を十分に提供していない問題への対処が論点となる。医学的死因などに関して医療機関は重要な情報源であり、わが国の CDR は医療情報を基点として設計される。この点について“検証の「源」は医療関係者から提出された情報に限られる場合がほとんど”<sup>13</sup>と指摘される。しかし、その他の機関の保有する情報も生活歴や社会背景を検証する上で極めて大切である。特に警察は高度に系統だった捜査によって、事故発生現場の情報など膨大な情報を保有することから、“司法解剖結果を含む警察等の捜査機関による捜査情報の有無で、死亡に至った背景・原因の検証の制度にも大きな影響を与える”<sup>13</sup>と指摘されている（下線は報告者による）。ところが現行の CDR モデル事業においては、モデル事業の手引きで“関係者の名誉・プライバシー等を保護し、捜査・裁判に対する不当な影響を防止する観点から”“取り扱うことは難しい”ため、“本事業では、捜査情報は対象とはしていないことに留意する必要がある”（下線は報告者による）と注釈され<sup>6</sup>、この中に含まれる司法解剖結果も CDR では取り扱うことができないとされた。もし警察の保有する情報を扱うことが可能となれば、CDR にとって大きな前進ではあるが、それには個人情報第三者開示、捜査に関する情報の開示、という二つの整理されるべき課題がある。

そもそも、刑事訴訟法には「捜査情報」の定めはない。警察が保有する情報をより厳密に類型化すると、同法第 47 条が規定する「訴訟に関する書類」と、警察法および警察官職務執行法等に基づく「行政警察活動において収集された情報」に大別される。現行法制下においても、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類」以外の情報については、捜査への支障を来さない範囲において、一律的な秘匿を要するものではないとの解釈も成り立ち得る。さらに、「訴訟に関する書類」に該当する情報の中

にも、司法解剖結果等、CDR の目的達成にとって不可欠な情報が含まれるが、CDR の公益性に鑑み、CDR に対するこれらの情報の提供が、刑事訴訟法第 47 条但書に規定する『公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合』に該当し得るかについては、十分な法的検討を要するところとされる。

しかしながら、警察が保有するこれらの情報をいかなる範囲で、いかなる手続により CDR において活用し得るかについて、個別事案における判断基準、開示範囲、手続的保障、守秘義務等は現行法では不明確であり、調査関係者や検証関係者等の裁量に委ねられる部分が多い。実務上の混乱や法的リスクを回避するためにも、CDR 固有の法的枠組みの整備が急務であると指摘された。(図 1 に、考察の整理のため研究者らにより模式図を示した)。

今後、複数の死亡態様に関して「CDR のために必要な情報」をリストアップし、それが「訴訟に関する書類か、その他の個人情報に抵触する情報か、訴訟に関しない個人情報以外の情報か」等のいずれに該当するかを区分したうえで、それぞれの利用に関する手続について探索することが望ましいと考察された。

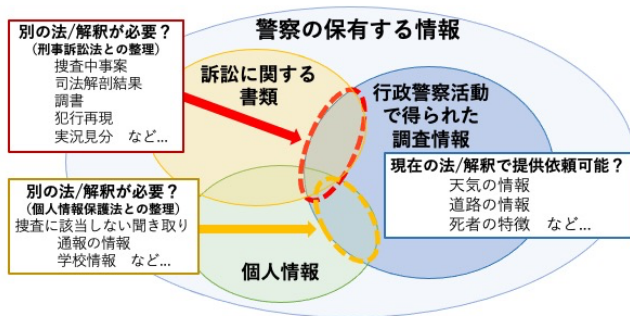


図 1. 警察の保有する情報の区分案 (研究者らによる考察)

## E. 結論

本稿では、わが国で進めようとしている CDR について、CDR を実現するための法に関する考察、同意取得に関する考察、CDR における情報収集に関する考察を行なった。

法に基づいて実施される事業としての CDR を目指す場合、その法には CDR が「公衆衛生の向上を目的とした公益のための事業」であるとの目的/理念、実施主体として都道府県および国の明示、その他の機関等との関係の整理、行政の内外の別、事業内容、そのためのルールとして CDR 実施主体の情報収集権限とその他の情報提供側の義務あるいは努力義務、情報等の利用と広報についての定めと守秘義務などを明示することが求められる。

CDR への同意取得に関して、何についての同意を得ようとしているか解釈のばらつきを解消する必要がある。遺族等への配慮の上で必要な手続は、同意を取得することではなく丁寧に説明をすることであり、一般国民および関係者に向けた啓発が望まれる。

CDR における情報収集に関して、関係機関による既存情報が CDR にとって不十分であった場合においても、CDR が調査主体となって新規情報を収集する機能は、現状では実装が現実的ではない。CDR の間接的な成果として現行の各種調査 (捜査) 機関に対して精度の高い実務を提案するなどして、将来的な情報収集を目指すべきと考察された。また重要な情報を保有する警察において、情報の種類を区分して、CDR のために必要な情報の共有依頼の手続について探索が望まれる。

今後、CDR に必要な法的手当がなされ、これによって CDR の全国展開に弾みがつき、全国いかなる地域でも等しく安全で安心な社会が探求されるための基盤が策定されることを期待したい。我々には、残念ながら死亡せざるを得なかった子どもに真摯に耳を傾ける覚悟が求められる。

## (参考文献)

1. 予防のためのこどもの死亡検証 Child Death Review . こども家庭庁 web ページ.  
(<https://cdr.cfa.go.jp/>. 最終閲覧 2025. 5. 10)
2. 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業.

こども家庭庁。

(<https://cdr.cfa.go.jp/pdf/overall-picture.pdf>)

3. 河村有教. こどもの死亡を検証するためのチャイルド・デス・レビュー(CDR)の法制化に向けての初歩的考察 — 9つの自治体の CDR モデル事業の現状と課題から—. 多文化社会研究 vol.9. 2023: 163-174
4. 小佐井良太, 松原英世, 河村有教, 沼口 敦, 吉川優子. 子どもの死因検証制度に関する意見「CDRを実現する上での問題: 2つの大きな問題と対処の方向性について」(令和4年5月19日, 自由民主党政務調査会厚生労働部会死因究明推進に関するPT会議資料).
5. 沼口 敦, 小西 央郎ら. 「令和6年度 こども家庭科学研究費補助金(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(健やか次世代育成総合研究事業))子どもの死亡を検証し予防に活かす包括的制度を確立するための研究」分担研究報告書「わが国の子どもの死亡する場所と死因についての検討(第3報)」.
6. 都道府県 Child Death Review モデル事業の手引き(第2版). 令和3年3月. 厚生労働省.  
(<https://cdr.cfa.go.jp/assets/pdf/guidance.pdf>).  
最終閲覧 2025.5.10)
7. 令和5年度予防のためのこどもの死亡検証に関する体制整備等に係る業務一式 業務報告書「令和4年度予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」参加自治体による事業実績報告書および事後評価のまとめ. 国立家級開発法人 国立成育医療研究センター研究所 政策科学研究部.
8. 令和4年度 山梨県予防のためのこどもの死亡検証体制整備事業 子どもの死亡事例検証実施状況報告. 令和5年3月. 山梨県 CDR 多機関検証委員会.  
(<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/100285/r4cdrhoukokusho.pdf>)
9. 竹原 健二, 矢竹 暖子. 「令和6年度こども家庭科学研究費補助金(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(健やか次世代育成総合研究事業))子どもの死亡を検証し予防に活かす包括的制度を確立するための研究」分担研究報告書「CDR モデル事業の課題抽出とその解決策に関する研究(第2報)」

10. 沼口 敦, 松原 英世, 河村 有教, 小佐井 良太ら.  
「令和5年度こども家庭科学研究費補助金(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(健やか次世代育成総合研究事業))子どもの死亡を検証し予防に活かす包括的制度を確立するための研究」分担研究報告書「わが国のCDRの実装における法学的課題と検証に及ぼす影響の考察」.
11. 予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review)について. 別紙1 説明同意書.(こども家庭庁 web ページ).  
([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/0d3f57c1-87bb-4e79-bc45-f77366952855/e9c2c6ec/20240507\\_policies\\_boshihoken\\_child-death-review\\_31.docx](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0d3f57c1-87bb-4e79-bc45-f77366952855/e9c2c6ec/20240507_policies_boshihoken_child-death-review_31.docx)). 最終閲覧 2025.5.10)
12. 大臣政務官の答弁(第211回国会 参議院決算委員会 第8号 令和5年5月15日)  
(<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/121114103X00820230515/13>). 最終閲覧 2025.5.10)
13. 河村有教. 死因究明とチャイルド・デス・レビュー(CDR)についての一考察. 只木誠=佐伯仁志=北川佳世子編『甲斐克則先生古稀祝賀論文集【下巻】医事法学の新たな挑戦』(2024.10.20 発行) pp.595-613

## F. 健康危機情報

(特記すべきことなし)

## G. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表  
(特記すべきことなし)

## H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他  
(特記すべきことなし)